

1. 鴨川市基本構想に関する条例

○鴨川市基本構想に関する条例

平成26年12月24日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、鴨川市基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に関する事項、位置付け等について定めることを目的とする。

(基本構想の策定)

第2条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針として、基本構想を策定するものとする。

(基本構想の位置付け)

第3条 基本構想は、まちづくりの最も基本的な指針とする。

(基本構想の内容等)

第4条 基本構想は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市が目指す将来都市像
- (2) まちづくりの基本的な方針
- (3) 土地利用に関する基本的な方針
- (4) その他まちづくりに関する基本的な事項

2 基本構想の期間は、10年を基本として、当該基本構想において定めるものとする。

(基本構想の変更)

第5条 市は、経済社会情勢等の変化に伴い基本構想を見直す必要が生じたときは、これを変更することができる。

(市民の意見の反映)

第6条 市は、基本構想の策定又は変更をしようとするときは、市民の参画の機会を設け、及びその意見を反映させるよう努めるものとする。

(議会の議決)

第7条 市は、基本構想の策定又は変更をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

(公表)

第8条 市は、基本構想の策定又は変更をしたときは、これを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、基本構想の策定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 鴨川市附属機関設置条例

○鴨川市附属機関設置条例(鴨川市総合計画審議会に係る部分のみ抜粋)

平成31年3月25日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく附属機関(以下「附属機関」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

- 2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱等)

第3条 委員は、市長(教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会。第6条において同じ。)が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員は、再任を妨げない。

(会長、副会長等)

第4条 会長又は委員長(以下この条及び次条において単に「会長」という。)及び副会長又は副委員長(第3項において単に「副会長」という。)は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

第5条 附属機関の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 ※附則2～14は省略

別表(第2条関係)

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市 総合計画 審議会	市長の諮問に応じ、 総合計画及びまち・ ひと・しごと創生総 合戦略に関する事 項について調査審 議を行うこと。	会長1人、 副会長1人 及びこれら 以外の委員	15人以内	(1)産業、行政、教育、 金融、労働及び報道 の関係者のうち市長 が必要と認める者 (2)識見を有する者	委嘱の日から 諮問に係る調 査審議が終了 するまで

3. 鴨川市総合計画審議会委員名簿

分野	氏名	備考
産業	飯塚 和夫	
産業	田原 智之	
産業	島田 誠一	会長
産業	鈴木 健史	
産業	海老原 正明	
産業	立野 慶子	副会長
教育	田中 美恵子 大滝 令嗣	令和7年7月15日まで 令和7年7月16日から
金融	村井 利美和 田村 知己 小松 直樹 内藤 泰隆	令和6年11月20日まで 令和6年11月21日から令和7年5月11日まで 令和7年5月12日から令和7年11月10日まで 令和7年11月11日から
労働	伊熊 雅美	
報道	伊丹 賢	
士業	村田 智子	
識見者	北本 綾子	
識見者	須藤 理恵	令和7年5月12日から
識見者	高橋 哲	令和7年5月12日から
公募委員	石井 一久	
公募委員	鈴木 友里恵	令和7年4月18日まで

※委嘱期間：令和6年8月19日～令和8年3月12日

(順不同、敬称略)

4. 計画策定の経過

年 月 日	備考
令和6年8月19日	令和6年度鴨川市総合計画審議会第1回会議
令和6年8月30日	市議会へ策定の基本方針等の報告
令和6年10月23日～ 令和6年11月12日	地区別懇談会(市内12地区)を開催
令和6年11月21日	令和6年度鴨川市総合計画審議会第2回会議
令和6年12月11日～ 令和7年1月6日	鴨川市まちづくりアンケート
令和7年1月20日	令和6年度鴨川市総合計画審議会第3回会議
令和7年1月22日	鴨川ふるさと会との意見交換
令和7年5月12日	令和7年度鴨川市総合計画審議会第1回会議
令和7年7月16日	令和7年度鴨川市総合計画審議会第2回会議
令和7年8月16日	第1回まちづくり市民会議
令和7年8月22日	市議会へ第3次基本構想素案の報告
令和7年8月30日	第2回まちづくり市民会議
令和7年9月24日	令和7年度鴨川市総合計画審議会第3回会議
令和7年9月25日	市議会へ第3次基本構想原案及び第5次5か年計画素案の協議
令和7年10月21日	団体長会議
令和7年10月1日～ 令和7年10月30日	第3次鴨川市基本構想パブリックコメントの募集
令和7年11月11日	令和7年度鴨川市総合計画審議会第4回会議
令和7年11月21日	市議会へ第3次基本構想案及び第5次5か年計画素案の報告
令和7年12月18日	第3次鴨川市基本構想を定めることについて市議会で可決
令和8年1月15日	令和7年度鴨川市総合計画審議会第5回会議
令和8年1月20日	市議会へ第5次5か年計画案の協議
令和8年1月29日～ 令和8年2月27日	鴨川市第5次5か年計画パブリックコメントの募集
令和8年3月12日	令和7年度鴨川市総合計画審議会第6回会議(答申)
令和8年3月	第3次鴨川市総合計画の決定

5. 計画策定に向けた取組の概要

(1) 地区別懇談会

●趣旨

地域の課題やその地域の将来像などについて、市民から意見、要望等を聴取することを目的として、市内12地区において開催しました。

●開催概要

地区	日程	会場	参加人数(人)
天津	令和6年10月23日(水)午後6時30分～午後8時	ふるさとシアター	27
大山	令和6年10月24日(木)午後6時30分～午後8時	大山公民館	27
曾呂	令和6年10月25日(金)午後6時30分～午後8時	曾呂公民館	25
小湊	令和6年10月28日(月)午後6時30分～午後8時	コミュニティセンター小湊	33
西条	令和6年10月29日(火)午後6時30分～午後8時	西条公民館	24
東条	令和6年10月30日(水)午後6時30分～午後8時	東条公民館	17
主基	令和6年10月31日(木)午後6時30分～午後8時	主基公民館	14
田原	令和6年11月1日(金)午後6時30分～午後8時	田原公民館	21
鴨川	令和6年11月4日(月)午後2時～午後3時30分	鴨川市役所	36
江見	令和6年11月5日(火)午後6時30分～午後8時	江見公民館	19
吉尾	令和6年11月8日(金)午後6時30分～午後8時	吉尾公民館	31
太海	令和6年11月12日(火)午後6時30分～午後8時	太海公民館	29
計			延べ303

●開催概要 ※各地区(会場)共通

内容	ア 開会、特別職等の紹介、市長挨拶 イ 施策などの報告 (ア) 新たな鴨川市総合計画の策定について (イ) 城西国際大学安房キャンパスの活用に向けた取組について ウ 質疑応答 エ 閉会
----	---

(2)まちづくりアンケート

●趣旨

現行計画における取組の成果を総括し、社会情勢を踏まえた課題に的確に対応するとともに、本市の地域特性・地域資源を生かした施策展開を図るため、市民の意識やニーズ等を把握・集約することを目的として、実施しました。

●実施概要

調査対象者	鴨川市在住の16歳以上の市民 3,000人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出法
調査期間	令和6年12月11日(水)～令和7年1月6日(月)
調査方法	郵送配布、郵送またはインターネットによる回答
有効回答数(率)	1,013票(33.8%)

(3)鴨川ふるさと会との意見交換

●趣旨

市外からの視点の意見を聴取するため、本市出身者で構成する鴨川ふるさと会との意見交換等を実施しました。

●開催概要

日時	令和7年1月22日(火)午後4時30分～5時30分
場所	ホテルグランドヒル市ヶ谷
参加人数	18名
内容	鴨川ふるさと会臨時総会の第2部として市政懇談会を開催し、長谷川市長による市政概要の説明及び意見交換を行った。

(4)まちづくり市民会議

●趣旨

市政等に関する課題を幅広く把握し、解決に向けた多様な意見を収集することを目的として、「より良いまちづくりのために、市が解決すべき課題」をテーマに、市民及び中学生によるワークショップ形式で実施しました。

●実施方法

地域や年代を考慮したチームに分かれ、ファシリテーターが全チームに指示を出しながら、チームリーダーが主軸となってグループワークを行いました。

●開催概要

	第1回	第2回
日時	令和7年8月16日(土) 午後1時30分～午後4時	令和7年8月30日(土) 午後1時30分～午後4時
場所	鴨川市役所4階大会議室	鴨川市役所4階大会議室
参加人数	41名(市民31名、中学生10名)	33名(市民30名、中学生3名)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開会挨拶 1. まちづくり市民会議の概要 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市長挨拶・まちづくり市民会議の主旨説明 (2) 基本講義 (3) チームワーク 2. 第1会議「より良いまちづくりのために、市が解決すべき課題」の抽出・発表 ・閉会挨拶 	<ul style="list-style-type: none"> ・開会挨拶 1. 第2会議「最重要課題の解決案」の作成・発表 ・市長挨拶 ・閉会挨拶

(5) 団体長会議

●趣旨

幅広い施策分野毎の意見等を反映した計画策定等に資するため、市内において活動する各種団体の代表者との意見交換等を実施しました。

●開催概要

日時	令和7年10月21日(火)午後1時30分～3時
場所	鴨川市役所4階大会議室
出席団体等数	27団体
内容	<ul style="list-style-type: none"> ①主催者あいさつ ②説明 <ul style="list-style-type: none"> (1) 新たな鴨川市総合計画の策定と鴨川市の概況について (2) 第3次鴨川市基本構想(原案)及び第5次5か年計画(素案)について ③意見交換 ④その他

6.用語一覧

	用語	解説
あ	空き家バンク	鴨川市に移住や二地域居住を希望する方、鴨川市に定住し続けたい方などに対し、購入や賃貸が可能な市内の空き家を紹介する仕組み。空き家の所有者が“売りたい・貸したい空き家”を登録し、その情報を見て“買いたい・借りたいという方”との橋渡しを市と鴨川市ふるさと回帰支援センターが協力して行うもの。
い	一般廃棄物中継施設	鴨川清掃センターで処理または一時保管を行っている燃やせるごみ、粗大ごみ、不燃ごみ及び資源ごみを、他地域へ搬出または一時保管するための中継施設。効率的な収集運搬のために市が整備を計画している施設。なお、不燃ごみ及び資源ごみは、収集後に一時保管が必要なことから、その施設にはストックヤードの整備も予定している。
	インクルーシブ教育システム	障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
お	温室効果ガス	地球温暖化に影響を及ぼす二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどをいう。
か	介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行われる取組のこと。
け	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
こ	広域リージョン	都道府県域を超えて、複数の自治体、企業、大学、研究機関などから構成される、地域全体の成長やイノベーション創出を目指すための新たな連携の枠組み。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。
	国土強靱化地域計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるものが国土強靱化計画。地域計画は、国土強靱化に係る都道府県・市区町村の他の計画等の指針となるべきものとして地方公共団体が作成するもの。
	コミュニティスクール	保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくための仕組み。
さ	財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設置する基金。
し	ジェンダー平等	SDGsの17の目標のうちの一つ。あらゆる場所におけるすべての女性及び女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するなどの取組。
	自助・共助・公助	「自助」とは、災害が発生したときに、まず自分自身の身の安全を守ること。この中には家族も含まれる。「共助」とは、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助が「公助」。
	住宅ストック	既存住宅。ストックは、整備された社会資本（インフラ）をいう。
	将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。
す	スポーツコミッション	地方公共団体とスポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となって組織された団体。
せ	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産を管理したり、契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。
ち	地域学校協働活動支援員	教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行う。社会教育法に位置付けがあり、従来の学校支援地域本部や放課後子ども教室等の活動において、地域住民等と学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」や、地域コーディネーター間の連絡調整等を行う「統括コーディネーター」を、新たに「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱することが可能となった。
	地域公共交通計画	目指すべき地域の姿を実現するための公共交通サービスに関する計画であり、上位にある“まちづくり計画（自治体が目指す姿）”のどの部分をどのような交通で実現するのかを示したものの。

	用語	解説
ち	地域包括ケア/ 地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されること。
て	デジタルリテラシー	もともとは「識字力=文字を読み書きする能力」という意味だが、近年は「情報リテラシー」や「ICTリテラシー」のように、その分野における知識、教養、能力という意味で用いられることが多い。デジタル技術などICTを理解し、使いこなせる知識。
と	都市下水路	主に市街地の雨水を排除することにより浸水被害を防ぐ施設であり、設置及び管理などは原則として市町村が行う。
	都市計画マスタープラン	正式には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」。人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるもの。
	土曜スクール	小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子ども達とともに学習やスポーツ・文化活動等の取組。鴨川市では、これを「土曜スクール」として各地域単位で実施している。
に	日本型直接支払制度	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する制度。
の	農業用ため池	農業用に利用されるため池をいう。近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生したことから、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定された。これにより、所有者や管理者は、施設に関する情報を県への届出が必要になるなど、管理・保全のための制度が整えられた。
は	排水機場	ポンプによって河川または水路の流水を河岸、または堤防を横断して排水するために、河岸または堤防の付近に設けられる施設であって、ポンプ場とその付属施設(吐出水槽、桶門等)の総称。
ふ	フレイル	年をとって体や心の働き、社会的なつながりが弱くなった状態を指す。そのまま放置すると、要介護状態になる可能性がある。
め	メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満を基にして、境界型糖尿病、脂質代謝異常、高血圧、脂肪肝などの病気が、ひとりの人に重なり合って起こってくる病態(疾患)のこと。
ら	ライフコースアプローチ	健康づくりにおいて、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉える観点。
ろ	6次産業化	一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
	ロコモティブシンドローム	加齢等による運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態。進行すると、将来介護が必要になるリスクが高くなる。
A	AI	Artificial Intelligence。人工知能。コンピュータプログラムを作る科学技術。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般をAI、AIのうち、人間の学習に相当する仕組みをコンピュータで実現したものを機械学習、機械学習のうち、多数の層からなるニューラルネットワークを用いるものを深層学習(ディープラーニング)という。
D	DMO	Destination Management/Marketing Organization。観光地の一体的なブランドづくり、情報発信・プロモーション、マーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進組織。
	DV	Domestic Violence。夫婦・恋人・婚約者・元恋人・元夫婦などの親密な関係で、主に男性から女性に対して行使される暴力的言動のこと。
	DX	Digital Transformation。ICT(情報通信技術)の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
I	ICT	Information and Communication Technology。情報通信技術。
S	SDGs	Sustainable Development Goals website。持続可能な開発目標。人間、地球及び繁栄のための行動計画として平成27(2015)年に国連で採択された。
	SNS	Social Networking Service。FacebookやLINEなどのインターネット上の交流を通じた社会的ネットワークサービスのこと。

鴨川市総合計画審議会への諮問及び答申

鴨企政第933号
令和6年8月19日

鴨川市総合計画審議会
会長 島田 誠一 様

鴨川市長 長谷川 孝夫

総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略について(諮問)

鴨川市附属機関設置条例(平成31年鴨川市条例第4号)第2条の規定に基づき、鴨川市総合計画及び鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、貴審議会の意見を求めます。

令和8年3月12日

鴨川市長 佐々木 久之 様

鴨川市総合計画審議会
会長 島田 誠一

総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略について(答申)

令和6年8月19日付け鴨企政第933号で諮問のありました鴨川市総合計画及び鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、本審議会において慎重なる調査及び審議を行った結果、別添の第3次鴨川市総合計画(案)は、令和8年度以降を担う本市の新たな総合計画として妥当なものと認めます。

なお、総合計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮して各施策を着実に実施し、所期の目的を達成していただくよう要望します。

記

- 1 将来都市像「健康と観光の融合都市 自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川」の実現に向け、本市の地域特性や地域資源を最大限に活用し、まちの魅力向上に努めていただきたい。
- 2 市民との協働と、産・官・学・金・労・言・士の連携を基調としたまちづくりを推進するように努めていただきたい。
- 3 想定を上回る人口減少・少子高齢化の加速に加え、気候変動に伴う豪雨災害の頻発・激甚化、地域の担い手不足、医療・介護ニーズの増大、さらには物価高騰など、本市を取り巻く環境が大きく変化する中で、時代に即した柔軟な事業の実施に努めていただきたい。
- 4 計画に位置付けた施策、事業については、PDCAサイクルを循環させ、必要に応じて適切に見直しや改善を図っていただきたい。

第3次鴨川市総合計画

- 第3次鴨川市基本構想 ● 鴨川市第5次5か年計画
- 第3期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

健康と観光の融合都市

自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川

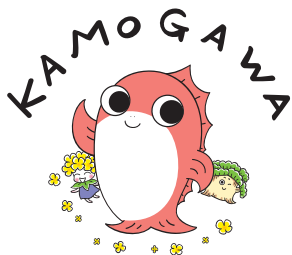
令和8年3月 発行

編集・発行 鴨川市企画政策課

〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1450

☎ 04-7093-7828

URL <https://www.city.kamogawa.lg.jp/>



©鴨川市2010